

医療費のお知らせについて

1. 通知対象医療費

医療機関受診分 2015年05月～2015年08月受診分
被保険者請求分 2015年07月～2015年10月支給決定分
(インフルエンザ補助金や出産育児一時金等の被保険者が書類請求し支給決定されたもの)

2. 医療費通知配付対象者

通知対象医療費がある在籍する被保険者のみ

3. 医療費通知の通知書仕様および配付方法

封書圧着タイプの通知を11月中旬に被保険者のご自宅宛送付します。
ご家族が多い方等で複数枚になった場合は、封書詰めにてお送りします。

4. その他

次ページ以降の文書のとおり、お手持ちの領収書と照合してください。

[当サイト「医療費通知」](#)でもご案内しています。

本件に関するお問合せ先

ジェイティ健康保険組合 保健事業担当

電話：03-5572-4931 (広域内線：7300-4931)

* 医療費のお知らせ

明細付領収書、もらっていますか？

支払額の確認、していますか？

★ 医療費の不正請求とは？

ほとんどの医療機関では、適切な医療に基づく正しい請求がなされていますが、中には間違った請求が無いわけではありません。その中でも、意図的に請求内容が改ざんされたものを「不正請求」といいます。



(例)

- ①架空請求：診療していないものを診療したとして、医療費を不正に請求していた。
- ②二重請求：自費で診療したものを保険診療したとして二重請求していた。 etc.

私たちにも医療費「不正請求」は発見できる！

★ お医者さんにかかったら必ず領収書と明細書をもらいましょう

病気やけがにかかった治療費の内訳を知ることは、医療というサービスを受けお金を支払った私たちの当然の権利です。普通のお医者さんならきちんと対応してくれるはずですし、その対応を確認することでお医者さんへの信頼感がさらに強まることもあります。

※2010年4月以降、検査、処置、手術、注射、投薬、リハビリなどの個々の診療内容の正式名称が、単価や数量と共に記載されている「明細書」をすべての患者に無償で発行することが、保険医療機関と保険薬局に対して原則として義務付けられました。

★ 領収書と医療費通知のチェックをお願いします

【チェックポイント】

- 1. 受診した病院に間違いはないでしょうか？
- 2. 受診月や受診日数は正しいでしょうか？
- 3. 自己負担額は、実際に支払った額（領収書）と同じでしょうか？

● 今回の通知は、2015年5月～8月の医療機関受診分 および

2015年7月～2015年10月の被保険者申請支給決定分 です。

※10月決定（11月通知）分の「保険給付決定支払通知書」は、医療費通知の到着と前後することがあります。

● 次回の通知は、2015年9月～12月医療機関受診分等を2016年3月に配付予定です。

医療費通知と領収書等の金額が違っていたり、お気づきの点や、ご質問があれば、ジェイティ健康保険組合へご連絡ください。

電話：03-5572-4931（広域内線：7300-4931）

医療費通知の見方

平成27年 5月 ～ 平成27年 8月分
 健保 太郎 様

医療費と給付金支給額のお知らせ

平成 27年 11月 11日
 ジェイティ健康保険組合

医療機関名は表示されないものがありますので、ご了承ください。

受診者氏名	診療年月	区分	日数	医療費内訳				(A) に対する 組合給付額(B)	本人最終負担額 (A)-(B)	摘要
				総額	組合負担額	公費負担額	本人負担額(A)			
健保 太郎										
原宿クリニック	27	5 通院	4	11,540	8,078		3,462		3,462	
瀬戸医院	27	6 入院	7	354,290	248,003		106,287	25,314	25,673	1*
瀬戸医院	27	6 入院						60,500		2
	27	6 食事療養	20	14,840	9,640		5,200			
健保 花子										
霧島医院	27	7 通院	1	4,040	2,828		1,212		1,212	
蔵王薬局	27	7 薬局	1	2,490	1,743		747		747	
	27	8 家族出産育児一時金		現金給付				420,000		1
合計				387,200	270,292	0	116,908	505,814		

この通知にご不明の点がありましたら健保組合までお申し出下さい。

摘要のご説明 1=本人高額療養費・家族高額療養費
 2=一部負担還元金・家族療養付加金
 *=一万円以上自己負担額の減額があった医療費

項目	補足事項								
受診者氏名	一般医療費(入院、食事療養費、通院、歯科、薬局)は受診された医療機関名が記載されますが、その他の療養費(柔整等)は医療機関名の記載はされません。								
診療年月	受診した年月(現金給付・健診助成金は支給決定年月)が記載されます。								
入院通院の区分	入院、食事療養(入院時食事療養費)、通院、歯科、薬局、訪問(訪問看護療養費)、療養費(治療用装具、立替払い、海外療養費等)、柔整(整骨院・接骨院)、現金給付(出産育児一時金、傷病手当金等)、補助金(健診助成金)の種類が記載されます。								
日数	受診月の入院や通院の日数および食事回数が記載されます。								
医療費内訳	総額 受診月の医療費の総額が記載されます。 ※保険適用外の診療の費用(差額室料、歯科特殊材料代等)は含まれていません。								
	組合負担額 医療機関からの請求により健保組合が支払った額が記載されます。								
	公費負担額 国や都道府県、市区町村が支払った額が記載されます。								
	本人負担額(A) (内薬剤負担額)	<table border="1"> <tr> <td>被保険者(本人)70歳未満</td> <td>入院・通院とも3割</td> </tr> <tr> <td>被扶養者(家族)小学校就学～70歳未満</td> <td>入院・通院とも3割</td> </tr> <tr> <td>被扶養者(家族)小学校就学前</td> <td>入院・通院とも2割</td> </tr> <tr> <td>前期高齢受給者(本人・家族)70歳以上75歳未満</td> <td>前期高齢受給対象者は、受給者証に表示されている負担割合(1割、2割又は3割)</td> </tr> </table>	被保険者(本人)70歳未満	入院・通院とも3割	被扶養者(家族)小学校就学～70歳未満	入院・通院とも3割	被扶養者(家族)小学校就学前	入院・通院とも2割	前期高齢受給者(本人・家族)70歳以上75歳未満
被保険者(本人)70歳未満	入院・通院とも3割								
被扶養者(家族)小学校就学～70歳未満	入院・通院とも3割								
被扶養者(家族)小学校就学前	入院・通院とも2割								
前期高齢受給者(本人・家族)70歳以上75歳未満	前期高齢受給対象者は、受給者証に表示されている負担割合(1割、2割又は3割)								
(A)に対する組合給付額(B)	健保組合が支払った付加金等の給付金や現金給付の額が記載されます。 原則、医療機関への受診分は、受診した月から3ヵ月後に支給されます。また、被保険者が請求した書類分は、請求した月から2ヶ月後以内に支給されます。 (原則として給与上乘せで支給しますので給与明細書および保険給付決定支払通知書を確認ください。)								
本人最終負担額(A)-(B)	本人負担額(A)から組合給付額(B)を差し引いたあなたの最終負担額を記載されます。								
摘要	1=高額療養費等の法定給付、2=一部負担還元金等の付加給付 *=1万円以上自己負担額の減額があった医療費								

備考

- 医療機関からの請求の遅れにより、今回の通知対象期間の受診が表示されない場合や、通知対象期間以前の受診分が表示される場合があります。

* 交通事故等で受診し、ジェイティ健保組合に届出していない場合は、早急に連絡してください。